

イギリスの性教育をめぐる現行法の枠組み ——1980年代から1990年代にかけての法整備とその背景——

広 瀬 裕 子

- I 始めに
- II 性教育の位置づけと法的枠組みの概要
 - 1 法制化までの背景
 - 2 現行制度の特徴
- III 学校教育における性教育の現行法の枠組み
 - 1 道徳的枠組みとしての性教育を規定
1986年第2教育法 (Education (No. 2) Act 1986)
 - 2 性教育の方向に関する指針
DES circular 11/87 「学校における性教育」
 - 3 世俗教育のカリキュラム改革
1988年教育改革法 (Education Reform Act 1988)
 - 4 世俗教育としての性教育義務化
1993年教育法 (Education Act 1993)
 - 5 性教育に関する親の一義的責任と権利の重視
Department for Education, Circular 5/94 「1993年教育法：学校における性教育」
- IV 性関係に関する承諾年齢と避妊指導の問題
 - 1 問題の概要
 - 2 法的背景
 - 3 Gillick 事件
 - (1) 事件までの背景

- (2) Gillick の訴え
- (3) House of Lords の判決
- (4) DHSS の回状とその後

V 同性愛の扱いに関する問題

- 1 同性愛に関する法的背景
- 2 同性愛指導の助長制限

1988年地方行政法 (Local Government Act 1988)

VI 終わりに

I 始めに

イギリスの教育制度に関しては、従来多くの研究がなされてきている。しかし、性教育を対象にしたものは、紹介記事など以外、ほとんど見られないというのが研究状況である。

イギリスにおいては、1994年度から中等教育の段階にある学校で性教育の実施が義務づけられるに至った。その性教育制度を規定している現在の法的枠組みは、1980年代の後半から1990年代の前半までの間に順次制定され発効した教育関係の法によって構成されている。その経緯をごく簡略化して言えば次のようになる。まず1986年第2教育法 (Education (No. 2) Act 1986) が初めて法として性教育に言及し、その後1988年の教育改革法 (Education Reform Act 1988) によるナショナル・カリキュラムの制定を経て、1993年教育法 (Education Act 1993) によって中等学校における性教育義務化を実施するに至る、という具合である。

本稿では、その過程を追いながら性教育をめぐる現行法の枠組みを把握すると同時に、それに関して主として行政が示した解釈を加味することによって、現在のイギリスの学校教育における性教育を、制度面において押さえることを目的とする。

性教育の現状を把握するには、言うまでもなく、法的制度的枠組みだけでなくそれに至る歴史的経緯、関係諸団体の方針と影響力、各学校の具体的カリキュラム、実際の授業内容、親その他直接関係する者たちの意向と授業に対する評価、より広い領域においての性教育をめぐる世論及び社会的背景などを見る必要がある。そしてさらにはそれらを総合した分析がなされなければならない。本稿ではこれらについては必要な限りで最小限触れるに止め、詳しくは、順次別の機会に譲って言及したいと思う。

上記総合的な分析を待ちながらも、しかしながら本稿が予見するのは、性教育の位置づけにその社会が抱え直面している各種社会問題、政治問題の反映を見ることができるということである。しかもそのような形でこれらの事象を読むことが、時代的な背景を勘案したときに、とりわけこの時期、すなわち1980年代を解説する方法として有効な方法だと思われるということである。

第2次大戦後世界的規模で続いていた政治的な東西対立が、直接的には1989年のベルリンの壁の崩壊という象徴的な出来事によって崩れ、また既にそれに先行して、次第に保守-革新といった従来の枠組みが必ずしも政治的社会的状況を説明するのに有効でなくなってくる中で、それを補完する、あるいはそれに代わるより有効な分析枠組みと手法が模索されてきている。そのひとつの可能性として、性教育分析を試みるというのが本稿が意図するところである。

イギリスにおいては、冒頭に述べた性教育義務化の流れは、背後に大きな教育改革の流れを伴っている。すなわち、1960年代の終わりから始まり、1970年代に本格化していく教育改革論争と、それが具体的な学校制度改革として実施に移されていく1980年代後半から現在に至る、戦後最大と称される教育改革である。この教育改革自体、この時期の社会状況を端的に反映したものとして、十分分析の対象となるべきものであるし、むしろ分析されなければならないものである¹⁾。しかしながら、そこにとどまらずに、この教育改

革に繋がっていく各種要素要因が、性教育の位置づけに極めて特徴的に集約してみられるのである。にもかかわらず、イギリス教育制度研究、あるいは教育政策研究の中であって、この部分はあまり省みられなかったと言うのが実状である。

本稿は以上のような問題意識と視角に則って、とりわけ1960年代以降のイギリス社会を念頭に置き、その時代を読む作業の一環として、性教育に焦点を当て、その法的、制度的な枠組みを把握することを目的とするものである。

なお本稿で特に注釈なくイギリスという場合にはイングランドおよび、ほぼそれと同様の教育制度を有するウェールズを指すことにする²⁾。

II 性教育の位置づけと法的枠組みの概要

1 法制化までの背景

イギリスにおいては、1944年教育法 (Education Act 1944) で宗教教育が義務として定められた以外、学校教育の教育内容に関して統一的な規定は1988年教育改革法の制定実施まで存在しなかった³⁾。そういうカリキュラム事情を背景にし、イギリスの学校教育にあつては、従つて性教育に関する明確な規定は存在していなかった。性教育に関して初めて法的な規定がなされるのは、1986年の第2教育法においてである⁴⁾。

しかしながら、とりわけ1960年代、1970年代を経る中で、それぞれの学校が自由な取り組みとして独自に性教育を実施し始めていた事は、他の先進諸国と同様である。イギリスにあつては学校教育制度がきわめて分権的な形を採っていたことも相まって、当然その実態は実施の有無、内容を含め、地域により、学校により差があるという状況であつた。

1939年に、National Birth Control Association (NBCA) を前身にして設立された Family Planning Association (FPA) が、当時を含め今日に至るまで家族計画全般についての啓蒙活動を行っており、学校における性教育に関しても情報提供、研修の実施、教材開発などを通して影響力を持ってい

る。義務化に先行する時期に実質的に学校における性教育を先導する形で指導してきたのはこのような組織であった。しかしながら、大きな影響力を持っていたからこそではあるが、例えばこのFPAは、その組織のあり方と、それが提唱する性教育の目的概念と授業方法等についてとりわけ1970年代に批判に晒されることにもなる⁵⁾。

このFPAをめぐる論議だけでなく、性教育に関しては、事の性質上、常に人々の間に相異なり、種々対立する見解が存在する。むしろ普遍的に共有される性教育のモデルはないと考えた方がよい。しかしながら、性教育が重要であるという認識は幅広く見られるようになり、言ってみれば少なくとも重要性の認識が唯一性教育に関して共通に理解されていた部分であるとも言える。公的な見解に於いてもそれは同様である。

例えば、1981年、Department of Education and Science (教育科学省) は「道徳教育、(性教育を含む) 健康教育、そして親と家族生活の準備のための教育は学校カリキュラムの核心部分である。」と述べ、法的には宗教教育以外は全く自由なカリキュラム編成を採っている時期ではあったが、性教育を含めた健康教育を学校教育の中心的な部分として謳っている⁶⁾。

また、1993年にOFSTED⁷⁾が設置されるまで視学の役割を担っていた Her Majesty's Inspectorate (英国視学官) も、同様に性教育が学校教育に不可欠な部分であることを次のように言っている。すなわち、「われわれの生活全般における性的人間関係の重要性に鑑みるならば、性教育が子どもたちに現在の生活と大人あるいは親としての将来の生活を準備するための不可欠な部分である」⁸⁾⁹⁾。

この抽象的公式的文言の背景にある、政策的判断と意図は、本稿が以下扱う法制的枠組みの分析からも多少知ることではできるが、詳細に関しては他稿を期す予定である。

2 現行制度の特徴

次に、以下現行法の具体的枠組みを見ていくに先だって、現行法制下における性教育制度の特徴をその根拠となる法とともにまとめると次の8点になる。

第1に、公的補助を受ける¹⁰⁾初等学校は、性教育をそもそもするかどうか、あるいはどの段階でするかどうかについて独自に決定することができる。すなわち初等学校では性教育の実施は重要視されるものの、義務とされているわけではない。(1986年第2教育法 s 18)

第2に、公的補助を受ける中等学校は、すべての登録した児童生徒に「(HIV/AIDS とその他の性感染症を含む) 性教育」をしなければならない。すなわち、中等学校では性教育の実施は義務である。(1993年教育法 s 241)

第3に、性教育は、「道徳的観点と家族生活の価値」を助長するような形でなければならない。様々に想定される性教育の目的、方向の中で、現行制度が公式に採用しているものがこの「道徳的な観点と家族生活の価値」の重視というものである。(1986年第2教育法 s 46)

第4に、すべての公的補助を受ける学校は、文書で性教育に関する方針を作成し、常に改訂した最新のものをすべての親に供しなければならない。そしてそれぞれの学校が実施する性教育の権利責任主体は学校理事会にあるとする。言い換えれば、実際に授業をするのは教員であるけれども、親その他地域の代表の意向が内容決定に関して重要な働きをするということである。これは、ただ単に制度的な特徴として理解されるにとどまらず、性教育義務化に負わせた政策的な意図を一面で語るものでもある。(1986年第2教育法 s 18, 1993年教育法 s 241)

第5に、National Curriculum Science は「HIV/AIDS とその他の性感染症」、「生物学的視点以外の人間の性行動」を含まない。このことは、ナショナル・カリキュラムが義務化された教育内容であるということとセットで理解しなければならない。すなわち、性教育が義務化されたという場合、これはサイエンスの中で扱われる部分が義務化されたという事である。性教育

が対象とする領域内の事柄ではあっても、より社会的な価値判断が伴うものはその義務の部分には含まないということである。(1993年教育法 s 241)

第6に、親は、初等、中等両学校においてナショナル・カリキュラム以外のすべての、あるいは一部の性教育から子どもを退席させる権利をもつ。これは上記第5の点を受けながら、義務の範囲に属さない部分に関しては、親は子供を授業に出席させない権利を持っているという事である。(1993年教育法 s 241)

第7に、地方教育当局は、同性愛関係を通常の関係として教えるような授業を助長してはならない。この第7と次の第8は、性教育の実施方法と教育内容に関して、法的な規定と密接な関わりを持つものの代表的なものである。(1988年地方行政法 (Local Government Act 1988) s 28)

第8、16歳未満の生徒に対する避妊指導に関しては、慎重でなければならない。イギリスでは、性関係に関して16歳を以て合意可能年齢とする規定があり、性教育の各種指導をする場合にこの規定とのすりあわせが必要になってくる。(1965年性犯罪法 (The Sexual Offences Act 1956) s 5, 6, 1969年家族法改革法 (Family Law Reform Act 1969) s 8, 1977年国家医療サービス法 (National Health Service Act 1977) s 5, 回状 5/94 (Department for Education, Circular 5/94, Education Act 1993: Sex education in schools, 39))

以下、これらを詳しく見ていくことにする。

III 学校教育における性教育の現行法の枠組み

ここでは具体的な関係法の条文及び行政による指導内容を見ながら、性教育指導に関する現行法の枠組みを押さえることにする。

1 道徳的枠組みとしての性教育を規定

1986年第2教育法 (Education (No. 2) Act 1986)

イギリスにおいて直接性教育に言及した初めての法は、1986年第2教育法 (Education (No. 2) Act 1986) である。

同法第18条は次のように言う。

18 校区学校, コントロールドおよび補助金特殊学校

(1) すべての校区学校, コントロールド・スクール (controled school), 特殊学校を対象にして, 行政文書は学校理事会が以下のことを考慮することが義務であることを規定するべきである。

(a) 第17条に基づいて地方教育当局が作成する, 当局下にある学校の世俗教育のカリキュラムに関する当局の方針,

(b) 何が学校における世俗教育の目的であるべきだと考えるか, そして

(c) (もし必要であれば) 性教育以外のことに関わる当局の方針をその学校に合わせてどの様に解釈し直すべきだと考えるか。

そして, それらについての結論を常に新しく修正した形で文書として保持すること。

(2) すべてのその種の学校を対象にして, 行政文書は以下のことを学校理事会の義務として規定するべきである。

(a) (第17条に基づく地方教育当局の文書を念頭に置き) その学校に於いて, 性教育を学校の世俗カリキュラムの一部として形成するべきかどうかという問題を個別に検討し,

(b) 以下のことにに関して常に新しく修正した独立した文書を作成し, 保持すること。

(i) それに関係する教育内容と制度に関しての方針, または

(ii) その結論として, 性教育を世俗カリキュラムのどの部分に含めることにしたか。

(3) すべてのその種の学校を対象にして、行政文書は以下のことを学校理事会の義務として規定するべきである。

(a) 上記(1)(2)で述べられている事項を、主任教員と相談のうえ以下のことを考慮しながら実行すること。

(i) これらのいかなる事柄に関して提示された、その学校が関係する地域のいかなる人の意見、および

(ii) 警察の長官によって提示された上記事柄に関するいかなる意見とその職責にかかわる事柄。

(b) 上記(1)に基づく決定を成す場合、あるいは変更する場合は前以て当局と相談すること、および

(c) この条項に基づくいかなる決定についての最新の文書を当局と主任教員に提出すること。

当第18条に関して押さえておくべきは、上記文字どおりの内容の他に以下の2点である。

まず第1に、それぞれの学校で性教育をするかどうか、する場合にはどの様にするのかということを、どの学校も必ず個別に検討事項として結論を出さなければならないとしたことである。この時点では性教育の実施の義務化は打ち出されていないが、これが義務的検討事項となったことによって、学校教育の中に性教育が必須事項として位置づいたということの意味する。

第2に、性教育に関する各種決定を、学校理事会の責任において行うとしたことである。学校理事会は、学校の規模等によってその構成員と人数は異なるが、一般的には学校の長、教員の代表の他、親、地方自治体によって任命された者、財源理事会などの代表からなる、学校運営を担う合議体である。この1986年第2教育法は、学校運営に関して学校理事会の権限を強化した法律でもあり、その新たに強化された学校理事会に性教育の実施検討に関する責任母体としての役割を与えたわけである。従って、性教育の実施には単に

教員の意向だけでなく、親と地域の各コミュニティのそれが大きな比重で作用することを意味する。とりわけ宗教的教義に関わって示される意向、例えばキリスト教徒の団体だけでなく、より強力にはムスリムのコミュニティの存在と、そこから示される意向は、この決定の枠組みに少なからぬ影響を持つことになる。このことは、後に性教育が世俗教育の範囲で義務化されることと、しかもサイエンスを主要教科として位置づける形での義務化に繋がる方向の布石として理解しなければならない点である。

更に、同法第46条は、「性教育」と題して、性教育の実施はどのような方向で行うべきかを規定している。すなわち次のように言う。

46 性教育

いかなる校区学校、ボランティア学校、特殊学校を補助する地方教育当局と、学校理事会及び学校の主任教員は、いかなる登録生徒に対しても性教育が与えられる場合には、それが生徒に道徳的関心と家族生活の価値を持つようにするような形でなされるように適切に具体的対応を採るべきである。

「道徳的関心と家族生活の価値」という言い方で示された性教育の方向は、その後一貫して維持される。この方向付けは、学校教育の中に性教育を制度化していく政策的な関心がどのようなものであるかを示している。

この教育改革を実施したサッチャー政権が、自助努力と安定した社会の「再構成」を想定しながら「ビクトリアに帰れ」のスローガンを掲げたことは周知である。この象徴的な言い方で、保守党が労働党政権からの方向転換を印象づけながら1960年代から1970年代を経る中でイギリス社会が直面した諸問題の改革を意図したことは特に多言を要しない。1980年代からの教育改革は、このスローガンを具体化する形でその意図の下に行われている¹¹⁾。しかも、それが文字どおりの直接的な形で現れたのが、性教育をめぐる諸策に他なら

ない。

2 性教育の方向に関する指針

DES circular 11/87「学校における性教育」

1986年第2教育法が性教育に言及したのを受けて、それを実施するための指針として、DES (Department of Education and Science, 教育科学省) は翌年回状11/87「学校における性教育」¹²⁾を発する。この回状は、同教育法が提示した制度的な枠組みと実際の運用方法などを解説すると同時に、その他更なる留意的などを示して指導を図っている。

まず性教育の実施の重要性に関しては次のように言う。

- 1 適切で責任ある性教育は、生徒たちに大人の生活を準備する上で学校の学習の中の重要な要素である。それは注意深く、微妙な対応を必要とする。
- 2 子どもが自分の成長に心理的感情的に関わり、また性的に成熟することによって生じる挑戦や責任に備えるための援助を得るということに関して、親は鍵的な存在である。学校の授業は親の役割を補助し支えるものであるべきである。しかし全ての親が子どもと性的な事柄の全てについて、自由に語ることをのけると言うわけではない。従って学校が、どの子どもも成人したときの生活に適切に準備できるようにしなければならないという明確な責任を持つ。

性教育が、必ずしも学校教育だけに関わるものではないということは言うまでもない。当然親の存在と役割が想定されるのであるが、性教育と学校教育の関係が検討されるのは、ここでも危惧されているように、親の関与が十分あるわけではない、または期待できるとは限らないことが一つの理由であ

る。それを積極的に補完する役割が学校教育に期待されているわけである。性教育登場の一つの意味はここにある。

子どもが性的に成熟していくに伴って直面する各種問題に十分対応できるようにという、ここでも示されている性教育の基本的な目的は、何を問題と捉え、どうすることを称して十分な対応というかによって、具体的に向かう方向が異なりうる。ここでは必ずしも子ども自身の当惑を癒すということだけが意図されているのではない。性が、社会的な不当行為を生じさせたり犯罪とも関わるという性質を持ち、それを予防ないし解決しなければならないという問題把握が背景に色濃くある。性に関するこのような社会的問題把握のし方は、政策的な関心からは当然予見されるものである。この事を子どもたちに十分認識させることの必要性もここでは同時に意図されているわけである。同回状は、section 18から22に亘って「性教育の道徳的枠組み(A Moral Framework for Sex Education)」と題して特にそれを強調する。

18 略

19 国務大臣は、性教育のプログラムが目的とするものは客観的に、また均衡の取れた方法で、事実を提示することであると考える。それによって生徒たちが今日の社会での性に対して関わり方や行動の仕方を幅広く理解できるようにすることである。何が合法で何が違法かを知ること、すなわち、自分自身の態度について考え、情報や根拠を得、実際に学校に通っている間、そして成人後にどういう態度を取ったらよいかについて責任のある決定がなせるようにすることである。身体的な観点からの性行動を教える時は、生徒たちが自己規制、自己の尊厳、自他を尊重することの重要性を、および、気楽な、あるいは乱交的な関係を持つ身体的、感情的、道徳的な危険を認識できるような、明確な道徳的枠組みの中でやるようにするべきである。学校は両性ともに性に関する事柄に責

任をもった行動をしなければならないという認識を育むべきである。生徒たちは安定的な結婚や家庭生活の利点、親としての責任を重視できるような手助けを得るべきである。

20 学校は生徒たちに性的な行動に関する法的な見解を周知させる責任がある。とりわけ生徒は次の3点は理解するべきである。すなわち、

- i ごく例外的な状況以外では、男性あるいは少年が16歳未満の少女と性交を持つことは、彼女が合意するかどうかに関わらず犯罪 (offence) となる。
- ii 男性間における (「男色」 buggery, あるいはその他猥褻とみなされるような) 同性愛行為は、(例えば関係者が二人だけの場合は) 両当事者とも21歳以上で、両者に合意がある私的なものである場合以外犯罪となる。
- iii 他人に猥褻暴行行為を働くことは犯罪となる。そして、法的には、16歳未満の少女あるいは少年は、その行為をこの犯罪目的の暴行でなかったといういかなる合意を与える能力もない。

21 学校は一般的に、微妙な事柄だからといって避妊堕胎などの論争的な性的事柄に取り組む事を避けることはできない。生徒たちはそれらに関して質問するであろうし、学校はそれに対してバランスの取れた事実に基づく情報を提供する用意をしておかなければならないし、それにかかわる主だった倫理問題にも周知していなければならない。特定の宗教的な教義に基づいて設立されている学校では、こうした話題がでてきた場合にどのように取り上げるかはすぐさま問題になる点である。

22 いかなる学校においても、どのような場合であれ、同性愛行為を“通常の事”として提示したり、生徒たちが同性愛行為を試行するようなこと

を助長するさせるような形でそれを擁護するような授業をする余地はない。実際に、合意可能年齢未満の生徒による同性愛行為を助長したり、斡旋したり (procure) することは、犯罪になる。また、様々な宗教関係者を含めて、多くの人にとって同性愛行為が道徳的に許容できるものではないこと、そしてこの事項が教室内で取り上げられる場合に、教師が細心の注意を払わないと、彼等の中に深刻な犯罪 (deep offence) を生じる事にもなりうるということを十分理解しておかなければならない。

この時期、すなわち1980年代に、法に規定するまでに学校における性教育の実施の重要性が認識されたという事は、言うまでもなく社会秩序の枠を再構成して社会の安定化を図るという、保守政権下における一連の社会改革の中でそれが必要であったからに他ならない。しかしながら性教育の道徳的枠組みを重視し、「気楽な、あるいは乱交的な関係が持つ身体的、感情的、道徳的な危険」を広く訴えなければならぬにしても、既に性的な情報があふれる社会的状況の中では、性をタブーにするのは得策ではなく、親の役割も十分に期待できないとすれば、その自由な性的風潮を明確に方向修正するためには、性を私的な領域に止めておくのではなく、どこか陽の当たる場所に引き出して扱わざるを得ない。それが学校における性教育であった。

しかも、AIDS という、新たに社会問題として扱われるようになった性感染症に対処する必要も、性教育の充実を緊急課題とした要因である。同回状も、AIDS の流行を阻止しなければならないということを強調している¹³⁾。

3 世俗教育のカリキュラム改革

1988年教育改革法 (Education Reform Act 1988)

1986年第2教育法の2年後、1988年教育改革法 (Education Reform Act 1988) は、世俗教育の部分に関して大改訂を行い、ナショナル・カリキュラム¹⁴⁾を制定する。この法は性教育に直接言及はしていないものの、一連の義

務化の流れの中では重要な位置づけにある。従ってここで指摘すべきは、性教育に関するこの法の、次に挙げる間接的な関与2点である。

まず第1は、同法の第1条、ナショナル・カリキュラムの義務を述べた部分である。すなわち同条第2項で、性教育の必要性を速回しな言い方で次のように言う。

1. カリキュラムに関する義務事項

(1) 略

(2) 補助金を支給する学校のカリキュラムは、バランスを保ち、広い範囲に依拠し、しかも以下の場合に、同条が求めるところを満たすものとみなす。すなわち

- (a) 在学する生徒と社会の、心的 (spiritual)、道徳的、文化的、精神的 (mental) そして身体的発達を促し、
- (b) それら生徒に対して、成人の生活に備えるための機会、責任、そして経験を提供するという視点にたったカリキュラムである場合。

このような、心身道徳の発達の重要性を謳った前半部分と、「成人の生活に備えるため」という文言を相乗させる形の規定は、性教育の目的の規定の仕方としてはごく一般的のものであり、指摘するまでもなくここでは直接性教育に言及してはいないがそれも念頭にあると言ってさしつかえない¹⁵⁾。

しかし、1988年教育改革法の性教育に関しての重要性はむしろ第2の点にある。この法は、その後の性教育の位置づけに影響していく重要な一段階を形成した。すなわちそれはまず、世俗教育の中での義務的教育内容を明確化したことと、そしてもう一つ、その主要教科の一つとしてサイエンスを位置づけたことである。必ずしもナショナル・カリキュラムの制定は性教育の推進を意図するためのカリキュラム改革であったわけではないが、これによっ

て人間の身体的生物学的成長と生殖に関する事項が、個別単位としてこの必修となったナショナル・カリキュラムの中に位置づいた。そして結果的にこの部分が、後の性教育義務化の具体的内容を構成することになるのである。

4 世俗教育としての性教育義務化

1993年教育法 (Education Act 1993)

1993年教育法 (Education Act 1993) は、中等学校における性教育の義務化を定めた。第241条は既存の関係法を修正する形¹⁶⁾で次のように規定する。以下、結果的に得られた各法の修正条文を記す。

241 性教育

(1) 1988年教育改革法第2条第1項

それぞれ補助金を受ける学校のカリキュラムは、以下を含む基礎的カリキュラムを含んだものとして構成されるべきである。

(a) すべての登録生徒に対して宗教教育を提供し、

(aa) 中等学校の場合、すべての登録生徒に対して性教育を提供し、

(ab) 特殊学校の場合には、中等教育に相当する教育を受けているすべての登録生徒に対して性教育を提供し、そして

(b) 義務教育段階にある、全ての生徒に対して与えられる第2項の要求を満たす (ナショナル・カリキュラムとして知られる) カリキュラム。

(2) 1944年教育法第114条

この法において、特に指定する場合以外は、以下の表現はそれぞれここにおいて言うものを指す。

‘性教育’は、

(a) 後天性免疫不全症候群およびヒト免疫不全ウイルス、そして

(b) その他のいかなる性感染症 略

に関する教育を含む。

(3) 1988年教育改革法第17A条修正

もしも、公的補助金を受けているいかなる学校に通ういかなる生徒の親も、子どもが学校における性教育の全てあるいは一部を受けることから免除される事を要請する場合は、その生徒は、ナショナル・カリキュラムの中に構成されている部分でない限り、その要請の取り下げがなされるまで出席を免除される。

(4) 国務大臣は、同法（1988年教育改革法…広瀬注）の第4条によって授与されている権限を行使して、ナショナル・カリキュラムのサイエンスの中に、次のものが含まれないように修正の策を講じるべきである。

(a) 後天性免疫不全症候群およびヒト免疫不全ウイルス、

(b) その他のいかなる性感染症、あるいは

(c) 生物学的観点以外の人間の性的行為、

略

(5) すべての公的補助金を受けている学校あるいは国庫補助金維持学校、及び中等教育に相当する教育を受けている生徒を擁する公的補助金を受けている全ての特殊学校の学校理事会は、

(a) 性教育を実施することに関しての方針を独立した文書にし、それを常に改訂し、

(b) 登録生徒の親の閲覧に（いつでも）供しうるようにそれを文書で用意し、親の要求があった場合にはそれを無料で提供するべきである。

(6) 略

第1項は、中等学校における性教育を義務とした規定である。すなわち学

校教育の中に三つの義務の部分を設定した。それまで義務となっていた宗教教育、ナショナル・カリキュラムに加えて、ここで新たに性教育が追加された。

第2項は、性教育にはAIDS等の性感染症に関する教育も含むとした。

この第2項と関連して、第4項ではナショナル・カリキュラム・サイエンスの中には性感染症に関することがらや、社会的観点から性を扱うような内容を含んではならないとした。すなわち、ここでは性教育が二分された形で構想されていることがわかる。一つはナショナル・カリキュラム・サイエンスの中で扱う人間の性や生殖に関する生物学的な部分であり、もう一つはそれ以外の部分である。その総体を称して性教育と言い、学校はその総体を授業として展開しなければならないということである。そしてこのように性教育を二分した意味は、第3項に見ることができる。

第3項は、親はナショナル・カリキュラム以外の性教育から子供を退席させることができるとした。つまり子どもの側から言うと、どの子どももナショナル・カリキュラム・サイエンスの性教育、すなわち人間の性の生物学的部分は必ず受けなければならないが、それを超える部分、例えば具体的には、PSE (Personal social education) などの時間やその他特設した授業で行われる社会的観点を含む性教育については親の意向によって受けない場合もあり得るということである。行政側から言えば、扱いに価値判断が伴う部分の授業を義務に含めないという譲歩をするかわりに、性教育の義務化を実行したということだ。

そして親が自分の子どもを退席させるかどうかを判断する材料として、学校はどの様な性教育を行うかを常に最新の文書として用意し、親の閲覧に供しなければならない事を第5項は規定している。

5 性教育に関する親の一義的責任と権利の重視

Department for Education, Circular 5/94 「1993年教育法：学校に

おける性教育」

1993年教育法の制定を受けて、Department for Education（教育省、旧教育科学省）は、翌年回状5/94「1993年教育法：学校における性教育」¹⁷⁾を発する。ここでは同法が示した新しい性教育の制度を解説すると同時に、いくつかの留意点を記している。そこで最も中心になるのは、親の位置づけに関するものである。

同回状は、section 7と8で次のように言う。

7 子どもを育てる一義的責任は親にある。学校は従って彼等の子どもに成長に関しての感情的、身体的観点を考えさせ、性的成熟がもたらす挑戦と責任に備える手助けをする場合に親が鍵的な位置にあることを認識するべきである。学校の授業は、親の役割を賞賛しそれを支えるものであるべきで、その内容と提示の仕方に対しては親の意見を考慮するべきである。学校がこのことに成功すれば、親が子供を退席させる権利を行使しようとすることは減ると思われる。

8（中略）性教育の目的は、愛するという関係、セクシュアリティの性質、人間の生殖の過程に関しての知識を提供する事にある。と同時に、生徒に自分たちの関係を責任ある健康的な方法で見つめる準備としての理解と態度を身につけるようにすることである。それは価値観から自由であってはならず、また生徒の年齢だけでなく理解度に応じて適切な形でなされなければならない。（中略）生徒は従って、安定した家族生活、結婚、親としての責任を重視できるようになるような援助を受けるべきである。

しかも今回新たに認められることとなった、親が子供を退席させる権利が、形骸化されてはならない重いものであることがsection 36と37で強調される。

36 1993年教育法第241条は、親に子供をナショナル・カリキュラム・サイエンス規則 (The National Curriculum Science Order) が規定している事柄以外の、性教育の一部あるいは全部から退席させる権利を与えている。(中略) 親は自分の決定について理由を述べる必要はなく、子どもに性教育を別のどのような代替方法で行うつもりであるかを示す必要もない。

37 (中略) 学校は、この権利を行使することを決める親に対していかなる圧力をも加えることを避けるようにすべきである。

すなわちここにあるのは、この権利が無条件の権利であることの確認である。

先の回状11/87にも、親が性教育の最初の責任者であるという見解は述べられていた。しかしながらそこではむしろ、それを補完する学校教育の重要性にポイントがあった。それと比較して、今回の回状は、各種社会問題を背景にして、安定した結婚生活に依拠した安定した家族という価値観を主要な内容としながら、先に示した道徳的枠組みの路線を更に強調することにより、親の重視を明確にしているわけである。そしてむしろ例外的な場合として、親の意向を必ずしも聞くのでない状況を想定し、しかもそれに関してはかなり限定的に指針を示している。例えば、section 31は次のように言う。

31 教師その他の専門家が性教育を行っているときに、個々の生徒が持ち出す個別具体的な事柄の扱いについて、自分の裁量で判断しなければならない場合も起こると思われる。その種の事柄を授業全体で扱うことは適切ではない。通常教師は子どもの関心をまずは親と話し合い、親がその事柄をどのように扱うことを希望しているか知るべきである。(中略)

例外的に、子どもが深刻なまた危険な状況にあると教師が確信する場合、親に相談する前に子どもと個別に話をして問題を把握することが適切だとみなしうる。このような教師が妥協しなければならないときは、他のスタッフに同席を求めることが望ましい。

このように性教育の指導全般に亘って、親の存在を念頭に於くことをこの回状は強調するわけであるが、とりわけ注意が払われているのは16歳未満の生徒に対する避妊指導に関してである。教師が行うその種の指導が、教師の職責を越えるもの、さらには職権を越えるものである可能性があるとして section 39は警告する。

39 16歳未満の生徒に対する避妊のアドバイスに関しては特別の注意を払なければならない。彼等にとって性交は違法である。一般的には、親の知ることに、あるいは同意なしにその種のアドバイスを個々の生徒に与えることは、教師の専門的責務を逸脱する不適切な行為であると考えられている。教師は保健専門職ではないし、教師がそのような状況の下でアドバイスを与える法的な位置づけはまだ裁判所で審議されたことがない。

性教育に含まれる論争的な事柄の内、特にこの避妊指導にこのような微妙な対応が要請される背景には、それに密接に関わる法が存在するだけでなく、1980年代に展開した一つの裁判が大きく影響している。次にこの事件、及びその背景となる法的状況を押さえながら、避妊指導の問題とそこにおける16歳という指導の可否に関するボーダーの年齢設定の意味について見ていくことにする。

Ⅳ 性関係に関する合意可能年齢と避妊指導の問題

1 問題の概要

児童生徒に対する避妊指導は、単に医療的意味だけでなく多大に生活指導の意味あいも持つ。学校教育における性教育は後者により多く関わるが、学校教育の中での性教育が議論される一方で、医療の場でもこの扱いが問題になり裁判に発展していた。先に見た回状5/94はその経緯をふまえたものである。

イギリスでは、法的には性関係に関する16歳という合意可能年齢の規定がある。従ってその年齢以下の者の性交は、原則的に違法行為となる。そのような状況を背景にして1980年に Department of Health and Social Security (DHSS, 保健社会安全省)¹⁸⁾が出した「家族計画サービス、覚書指針」¹⁹⁾に端を発した、通称 Gillick 事件の中で、16歳未満の子どもに対して避妊指導することが合法であるか否かが争われた。現在はその判決をふまえた指針によってこの問題は解釈されている。

事件の概要とその法的背景を見る前に、合意可能年齢と避妊指導に関しての現在の解釈の要点を記すと次のようになっている。

- ・医師または保健専門職は、16歳未満の青少年に対して、避妊に関するアドバイスと処置を一定の状況の下で親の同意なく行うことができる。
- ・ただし、まずその青少年を親が関与するように説得しなければならない。
- ・もしそれに成功しない場合、医師は、その若者の十分な成熟度と事柄に関する十分な理解度があることを確認しなければならない。

以下、事件の法的背景と事件の経緯を見ていくことにする。

2 法的背景

ここでは合意可能年齢に関係する法をみる。

1956年性犯罪法 (The Sexual Offences Act 1956) は、第5条、6条で合意可能年齢に関して次のように規定している。

5 13歳未満の少女との性交

男子が13歳未満の女子と違法な性交 (unlawful sexual intercourse) を持つことは重罪 (a felony) である。

6 13歳から16歳までの少女との性交

(1) 当条項が述べる例外規定によらずに男子が16歳未満の女子と違法な性交を持つことは犯罪 (an offence) である。

(2) 当条項の下で、男子は、24歳未満でそれまでに類似の犯罪で告発 (charged) されたことがなく、しかもその女子が16歳以上であると信じていたに足る正当な理由がある場合には、16歳未満の女子と違法な性交をもった場合に罪は問われない。

1993年までは、14歳未満の少年が性交をすることは可能ではないという前提にたって、この法が適用されたのは14歳以上の男子であったが、現在は犯罪責任を問える年齢である10歳以上に適用されている。この法は行為主体に女子を想定していないために、例えば16歳未満の男子と性交を持った女子はここでは罪が問われない。その場合は不当猥褻に問うという対応をする。

直接当人が、16歳未満の少女と性交を持つのでなくとも、親などの場合子どもがその種の行為に関わらないようにしなければ、教唆したとして同様の罪に問われる。第28条は次のように言う。

28 16歳未満の少女の売春、少女との性交、少女に対する猥褻行為の招来及び教唆

(1) 自らが責務を負っている (responsible for) 16歳未満の女子に、売

春行為を行わせあるいは教唆すること、または違法な性交を持つこと、または猥褻行為をなすことは犯罪である。

- (2) 少女が既に売春婦になっている場合、あるいは違法な性交を行っている場合、あるいは猥褻行為を加えられている場合、それを知りながら当該少女にいかなる売春婦あるいは非道徳的として知られる人と関わらせ、雇用関係に入れあるいは続けさせた場合、当条項の言うところの行為を行わせ教唆する目的があったとみなす。

- (3) 当条項で少女に責務を負う者とは次の者を言う。

(a) 少女の両親

(b) 両親ではないが彼女に対して親としての責務を負う者

(c) 彼女の世話をするいかなる者

- (4) 第3項(a)あるいは(b)に該当する者で次の者は責務を負う者とはみなさない。

(a) 1989年児童法の居住条項により、彼女が同居する者として挙げられていない者

(b) 同法の保護条項が彼女に関して適用されている場合。

また、医師の避妊指導の是非に関しては1969年家族法改革法が、未成年であってもその子どもが16歳に達している場合は自分の意志だけで自分に与えられる医学的な処置に対して合意を与えることができるとしている。つまりこの場合親の関与は必要ではないということになる。同法は第8条で次のように言う。

1969年家族法改革法 (Family Law Reform Act 1969)

8 外科的、医学的、歯科的治療に対する16歳未満の者の同意

- (1) 16歳に達した未成年者の、合意のない場合には当人に対する侵害となりうるいかなる外科的、医学的、歯科的治療に対する合意は、当人

が成人であった場合と同様に有効である。そして当項の趣旨によりな
したいかなる治療に対する有効な合意は、親あるいは保護者から得ら
れたものである必要はない。(略)

同条は16歳未満の者について親の同意が不要である事は言っていない。

一方、避妊に関する助言や処置は、必要な人全てに対して用意されなけれ
ばならないということも現実的には必要なことである。これに関して1977年
国家医療サービス法は第5条で次のように言う。

1977年国家医療サービス法 (National Health Service Act 1977)

5 他のサービス

国務大臣の責務は

略

- (a) イングランド及びウェールズの、避妊に関する医学的検査、治
療および避妊処置に関し、それらに関する助言を必要とする全て
の人に対して、その合理的な要求に必要な限りで対応する策を講
ずること。

以上のような法的な状況の下で、親の承諾なしに16歳未満の少女に避妊指
導と処置を行うことの是非が問われることになるわけである。すなわち争点
はその種の指導が、違法な性行為を発生せしめたり教唆したり、また親の権
利を侵害することになるのではないかという点である。

3 Gillick 事件

次にこの問題を裁判において提起した Gillick 事件について見ていくこと
にする。

(1) 事件までの背景

保健医療業務について最初に示された行政指針は、1974年の DHSS 覚書指針「家族計画サービス」²⁰⁾である。同覚書指針は Section G の中で医師の避妊指導に関して次のように言う。すなわち

医師は、

「性交の害から少女を守るという善意で行動する限りにおいて、違法な行為をしていることにならない」

また同時に同指針は、Medical Defence Union のアドバイスを引きながら、親の関与の重要性も指摘して次のように言う。

「Medical Defence Union は、子どもの両親は、子どもの年齢にかかわらず、たとえもし両親の関与を拒否することが子どもへのアドバイスに医療的判断をするうえで何らかの影響をするとしても、当人の許可なく如何なる職員からも接触されるべきではない、と助言している。しかしながら常に、患者に両親に伝えることを求めるのは見識のあることではある。(太字部強調)」

1980年の12月、DHSS は再度新たな覚書指針「青少年に対する家族計画サービス」²¹⁾を出す。Section G の中で同省は、医師は常に子どもを説得して両親または保護者にも知らせるべきだと強調しながらも、最終的に重視すべきは、医師の医療的判断であるとした²²⁾。Section G は次のように言う。

16歳未満の子どもに対するカウンセリングと対処について広い関心と呼んでいる。親の責任と家族の安定性を損なわないために特別に配慮が必要である。当省はそのため如何なる場合にも、16歳未満の者からこの種のことにに関して相談を受けた医師あるいは他の専門職が、親の同意な

く避妊のアドバイスをすることは通常のことではないという前提に立って、その子どもに親あるいは保護者を参加させることを説得することを期待する。

しかしながら、医師と患者の間の相談は秘密であるということは広く受け入れられていることであり、それゆえ当省は医師と患者がこの原則に則ることの重要性を認識している。これは、その他の専門職に関しても言える原則である。16歳未満の子どもに関してこの原則を放棄することは、専門家のアドバイスを全く求めない者を生じさせることにもなりかねない。

そうした場合彼らはたちまち妊娠と性感染症の危険に晒され、その結果長期的な精神的身体的感情的な影響を受けてやはり安定的な家庭生活を脅かすことになる。これはとりわけ子どもの親が例えば無関心、完全な責任放棄あるいはその他の問題を抱えている場合に当てはまる。こうした場合、親元を離れて地方当局やボランティアによる親代わり (loco parentis) の保護の下に置かれることもある。

当省はそのような例外的な事例にあっては、その種のカウンセリングを関係医師と専門職にゆだね、避妊の処方をするかどうかの決定も医師の医療的判断に負うべきものだという見解にある。

(2) Gillick の訴え

この1980年のDHSSによる覚書指針に Victoria Gillick が異を唱えたのが事件の始まりである。Gillick は、彼女の所属する West Norfolk と Wisbech の地方保健当局 (Local area health authority ; AHA) に宛てて、彼女の子どものは彼女の知ることなしに、あるいは同意なしに避妊のアドバイスと処置がなされないということの確認を求めて文書を送った。両 AHA は、地域の診療所と GP²³⁾が個別に彼女の要求を受け入れることはありえるだろうが、しかし制度的に彼女の求めを受け入れることはできないと応えた。

1982年、Gillick は、1980年の覚書指針は違法であり従っていかなる AHA のスタッフも彼女の子どもに彼女の同意なしにアドバイスを与えることはできないという事を求めて、High Court に両 AHA 及び DHSS を訴えた。1983年7月25日 Crown Court で、指針は違法ではないとする判決²⁴⁾が下る。すなわちこの判決は、16歳未満の患者に避妊のアドバイスと処置を与えたからといって医師は規定年齢以下の違法行為を教唆することにも親権を侵害することにもならないとして、Gillick の要求を退けた。

Gillick はこの後 Appeal Court に訴え、1984年12月20日には先の High Court の決定が覆され Gillick の訴えが認められることになる²⁵⁾。すなわち保健専門職が16歳未満の少女に親の同意なしに避妊のアドバイスと処置をした場合、それが“緊急”の指導である場合と“裁判所の許可ある場合”以外、違法行為と見なされるというものである。

これを受け、DHSS は1985年、House of Lords に訴える。審議は6月24日に始まり、10月17日に最終的な判決が下る²⁶⁾。House of Lords は3対2で DHSS の指針は違法ではないと断じた。つまり再度 Gillick の訴えは退けられたわけである。

(3) House of Lords の判決

この最終判決 (Law Lords) のポイントは次の3点である。

第1に、十分な理解力と知識のある16歳未満の少女は、必要な医学的検査を含めて避妊に関するアドバイスと処置について有効な合意をする法的能力があるとみなされること。

第2に、親の同意なくして16歳未満の少女になされるこの種のアドバイスと処置は、必ずしも親権を侵害するものではないこと。

第3に、医師が誠意を持ってこの種のアドバイスをする場合、16歳未満の少女に違法な性行為を教唆幫助する犯罪にあたらないこと。

このように Law Lords は、基本的に医師の専門的判断に権威を付与する

判断を示した。しかし同時に、医師が16未満の少女に避妊のアドバイスや処置をする決定をするためには、次の5点を前提としなければならないという条件をも付した。

- i) 少女が医師のアドバイスを理解することができると思われる。
- ii) 彼女が避妊のアドバイスを求めているということを、自分から親に知らせることも、あるいは医師から親に知らせるように当人を説得することもできない。
- iii) 彼女が避妊の有無にかかわらず性行為をする、あるいは続けると思われる。
- iv) 避妊のアドバイスあるいは処置を得なければ、彼女の身体的または精神的健康、あるいはその双方が損なわれると思われる。
- v) 彼女の最良の利益のためには親の同意なく医師が避妊のアドバイス、処置、あるいはその双方をすることが必要であると判断する。

(4) DHSS の回状とその後

House of Lords の上のような決定に従って、1984年12月以来留保されていた DHSS の先の指針は即時発効した。判決では Gillick の主張が退けられたとはいえ、この種の意見は無視することのできない世論としてあり、上記判決が医師の専門性を支持する一方でその前提となる条件を提示せざるを得なかったことにもそれは見て取れる。そして DHSS は様々な意見を考慮しながら、1986年3月6日に次のような回状「16歳未満の若者に対する避妊のアドバイスと処置」²⁷⁾を出し、この件に関して詳しい指針を提示した。

HEALTH CIRCULAR, LOCAL AUTHORITY CIRCULAR

16歳未満の若者に対する避妊のアドバイスと処置

- 1 以下の指針は、医師あるいはその他の専門職が16歳未満の若者に避妊

のアドバイスと処置をなす場合に念頭に置くべきこと、またそのようなアドバイスと処置が、親の知ることあるいは同意なしに与えることができる場合について、保健当局その他の関係者が知っておかなければならないことである。この指針は Family Planning Service の覚書指針の Section G から導かれ、Gillick 対 West Norfolk および Wisbech AHA と DHSS の事件に関する去る10月の House of Lords の決定に則り Health Notice (81) 5 と Local Authority Social Service Letter (81) 2 の附則のなかで特記されたものである。

- 2 避妊のアドバイスと処置の提供を考慮する場合、医師あるいは他の専門職は親の責任と家族の安定性を損なわないように特別に注意をする必要がある。従って医師あるいは他の専門職は常に若者に親または保護者（または loco parentis の者）に話すように説得するか、あるいはアドバイスあるいは処置をするということを医師が親に連絡することに理解を得るように努めなければならない。医師あるいは他の専門職が16歳未満の若者に親あるいは保護者の同意なしに避妊のアドバイスと処置をすることは通常のことではないと認識すべきである。
- 3 稀れに、若者に親に連絡するかあるいは医師または他の専門職が連絡することを許可するように説得することが不可能である場合が有り得る。例えば、家族関係が破綻している場合などである。そのような場合には、医師または他の専門職は次のことを満たす限りにおいて、アドバイスと処置をすることが正当となりうる。
 - a) その若者がアドバイスを理解でき、関係する道徳的、社会的、感情的意味合いを理解できるくらいに十分成熟していること。
 - b) 避妊のアドバイスが求められていることを、その若者から親に知らせるようにも、彼が連絡することを許可するようにも説得できな

かった場合。

- c) その若者が避妊処置をし、あるいはせずに性行為を始めるあるいは続ける可能性が多大である場合。
- d) 避妊のアドバイスあるいは処置なしには、その若者が身体的あるいは精神的、またはその双方の健康を害する可能性がある場合。
- e) その若者にとって最良の利益のためには、親の同意なしに避妊のアドバイス、処置、あるいは双方が必要である場合。

4 そのような場合に避妊を処方するかどうかの決定は医師の医療的判断による。その医師がその若者の担当医 (GP) でない場合、上記の事柄を考慮した後に、その若者にとって親の知ることあるいは同意なしに避妊の処方することが最良の利益になるという見解をもった場合、その若者の承諾を得て医師自身が彼女の担当医と非公式に連絡をとることも最終的な判断を下す上で有益であろう。

5 若者に対する避妊サービスを制度化するに当たっては、保健当局は、成人に対する場合とは違い、あまり形式的なものにすると効果がなくなることに留意する必要がある。また担当職員には若者と彼らの抱える問題の対処に経験を積んでいる者を当てるべきである。

このようにして、当第Ⅳ章の冒頭にまとめたような解釈の方向が示されるに至る。以後基本的にこの方向に沿った指導、施策がなされることになる。

British Medical Association (BMA), Royal College of General Practitioners (RCGP) も、上記 Law Lords の規定と DoH 指針を受ける形で指針を発行している。

しかしながら General Medical Council (GMC) は、1986年には同様の方向を示す指針「専門的管理統制」²⁸⁾を出しているが、1991年11月に出した

新たな指針「医師の専門的確証性に関する指針」²⁹⁾は、医師の判断をより制約する方向に変化しており³⁰⁾、今後の動向を見る上で示唆的である³¹⁾。

V 同性愛の扱いに関する問題

学校における性教育の教育内容面に関して争点となるもう一つのものは、同性愛の扱い方である。性的な指向を基本的人権の一部として理解する昨今の動向がある一方で、同性愛に対して根強い禁忌の感情、同性愛を許容できないとする宗教もある。教育における親の位置づけの重視という原則は、とりもおさず子どもの教育に関して親の道徳的、宗教的価値観を尊重するというをまずは意味する。これは性教育についても同様である。それゆえセクシュアリティを人権概念で捉えるという非宗教的市民社会的原則に則るだけでは、性教育の制度化は不可能だと言わなければならない。

このように微妙な問題でありながら、同性愛指導に関しては前章の避妊指導のような詳細な指針は出されていない。この指針の有無の違いは必ずしも事の重要性の違いではなく、公衆の関心を集めるトピック的な事件の有無、すなわち避妊指導に関して起こった Gillick 事件のようなできごとの有無が大きく影響していると思われる。

以下、同性愛指導に関する法的枠組みを見る。

1 同性愛に関する法的背景

イギリスの法は、男性同性愛と女性同性愛では扱いが異なる。というよりは、同性愛という場合には通常男性同性愛を指し、女性同性愛については言及していない。先に見た性交に関する合意可能年齢についても同様の事が指摘できるが、法は性的主体として男性と女性を異なって発想しているということである。従って以下に見る性犯罪法の規定も同性愛という場合には男性同性愛者を想定した規定となっている。

女性同性愛行為については、全く社会が許容していると言うわけではなく、不当猥褻行為 (Indecent assault) が適用される。従ってその場合、以下に見る男性同性愛の場合の例外的な規定とは異なり、合意可能年齢も16歳という一般枠の範疇で理解される。キリスト教文化の下で法が女性同性愛に介入しない伝統は古くからあるが³²⁾、現在の法規定は直接的には19世紀後半にさかのぼるといわれ、当時女性は性的に受動的であるとみなされていたことがセクシュアリティにおける主体の認識方法に影響し、そのために女性同性愛の存在が無視されたとも推測されている³³⁾。

現在、性交に関する承諾年齢は、異性愛の場合と同性愛の場合では異なる。1981年に政策諮問委員会 (Policy Advisory Committee) は、当時、1976年性犯罪法 (Sexual Offences Act 1976) の下で21歳とされていた同性愛の合意可能年齢を18歳に引き下げを提案していた³⁴⁾。しかしそれが実際に修正されるのは、1994年のCriminal Justice and Public Order Actの制定を待ってである。1993年にカーリー議員 (Mrs Edwina Currie MP) が、同性愛の合意可能年齢も異性愛と同じ16歳に引き下げるとすることを含むCriminal Justice and Public Order法案を議会に提出する。これに対して合意可能年齢を16歳ではなく18歳へ引き下げるという修正案も提出され、投票の結果多数支持により (265票) 同性愛の合意可能年齢は18歳となった。16歳とする案は27票差で否決された。この結果を受け、同法案は1994年Criminal Justice and Public Order Actとなり、同性愛の合意可能年齢は18歳となった。

この法によって、当事者が18歳以上である場合には、異性愛、同性愛ともに肛門性交は合法となり、当人が21歳以上で他方が18歳未満の男性同士の場合には、最高懲役5年、それ以外の場合は2年になった。行為の当事者、その行為を傍観するものいずれにしても関係するものが3人以上であってはならないということ、私的な状況でなければならないという条件はそのまま残っている。なお、16歳未満のものに対する肛門性交は、終身刑をも含む

Absolute offence として残った。

1967年性犯罪法は従来同法は軍には適用されず、軍においては同性愛行為は年齢に関係なく違法のままであった。1992年6月に、Armed Forces Disciplinary Acts の特別委員会は、市民法において犯罪とならない同性愛行為は、軍法でも犯罪としないと言う見解を示す。それを受けて、Criminal Justice and Public Order Act 1994の下では1967年性犯罪法を軍にも適用することになり、18歳以上の同性愛行為は軍においても合法となる。しかしながら、男女とも隊員による同性愛行為は引き続き除隊の理由としては残っている。

2 同性愛指導の助長制限

1988年地方行政法 (Local Government Act 1988)

以上のような同性愛をめぐる法状況の中で、学校における性教育に関しては1988年地方行政法が、地方行政当局は同性愛関係を通常の関係であるように教える授業を支援してはならないと規定した。すなわち同法第28条は次のように言う。

1988年地方行政法 (Local Government Act 1988)

28 授業及び出版による同性愛助長の禁止

1 以下の各項を1986年地方行政法第2条の後に挿入する。

“2 A

(1) 地方行政当局は以下のことをしてはならない。

(a) 故意に同性愛を勧め、または同性愛を勧める目的をもって出版すること

(b) 補助金を得ているいかなる学校においても同性愛を疑似家族関係として受容するような授業を助長すること。

(2) 第1項のどの部分も、病気の蔓延を予防する目的を以て行われるい

かなるものを禁止するために適用されるものではない。”

この法が対象にしているのは地方行政の業務であるので、直接学校教育の実践を規制するものではない。今のところ授業のあり方を直接規制する法規定はないが、行政の指導助言的な文書のレベルでは、相異なる見解が併存している状況である。例えば先に見た回状11/87は、道徳的枠組みを強調する中で次のように同性愛に触れていた。

22 いかなる学校においても、どのような場合であれ、同性愛行為を“通常の事”として提示したり、生徒たちが同性愛行為を試行するようなことを助長するような形でそれを擁護するような授業をする余地はない。実際に、合意可能年齢未満の生徒による同性愛行為を助長したり、斡旋したり (procure) することは、犯罪になる。また、様々な宗教関係者を含めて、多くの人にとって同性愛行為が道徳的に許容できるものではないこと、そしてこの事項が教室内で取り上げられる場合に、教師が細心の注意を払わないと、彼等の中に深刻な犯罪 (deep offence) を生じる事にもなりうると言うことを十分理解しておかなければならない。

ここで示されているのは教室内での扱いを慎重にしなければならないと言う立場である。しかし翌年出された英国視学官の文書「5歳から16歳までの健康教育」は、むしろ様々な社会的状況をふまえて、積極的に扱うべきだと言う方向を示している。すなわち次のように言う。

HMI document “*Health Education from 5 to 16*”, Curriculum Matter No. 6, 1986

Para 45 :

(略) これらすべての事柄 (避妊, 性感染症, 同性愛, 堕胎) を, それ

らが学校内外でさまざまな形で生徒達の関心を集めていることを考えると、中等学校の性教育プログラムの中に含むことは引き続き必要なことである。これらを巡るさまざまな議論を正直に踏まえながらこれらについて話し合うことが目的とされなければならない。(略)

このように各論併存の状況の中で、性教育義務化に関して全般的な指針を示した前出1994年の回状は、同性愛の扱いについて取り立てた言及は行っていない。

VI 終わりに

以上、1994年度より実施されたイギリスの中等学校における性教育の義務化を、法の規定と、政府、その他の行政機関の指導文書を題材に、制度の枠組みを見た。

具体的には、各種性感染症、社会的問題や視点をも含む性教育をどの学校も必ずしななければならないが、個々の生徒に関しては、National Curriculum Scienceの中に含まれる人間の性、生殖の生物学的部分のみを必修にし、それ以外については親が子供を退席させる権利を認めるというのが義務化の形である。この背景には、各種対立する価値観、宗教的立場の存在、流動する家族の形態に象徴されるような各種社会変化とその他社会問題に対処する政治的課題が錯綜している。

これら法や公式文書の背景にあって、それらに影響を与えている様々な要素の質と互いの関係の読み解きが次の課題となる。

注

- 1) この教育改革に関しての先行研究には例えば、D.Lawton, *The Tory Mind of Education 1979-94*, The Falmer Press, 1994, Ed. by M.Williams et

al., *Continuing the Education Debate*, Cassell, 1992, S. Ball, *Politics and Policy Making in Education*, Routledge London and New York, 1990, M. Merson, 'Political explanations for economic decline in Britain and their relationship to policies for education and training', *Journal of Education Policy*, 1995, Vol. 10, No. 3, 303-315, 大田直子「サッチャー政権下の教育改革」, 森田他編『教育学年報1 教育研究の現在』世織書房, 1992, 熊谷一乗「サッチャリズム教育法制の構造と問題」『日本教育行政学会年報17, 法による教育行政の現状と課題』教育開発研究所, 1991, などがある。

- 2) スコットランドと北アイルランドは、イングランド、ウェールズとは異なった教育制度を採っている。本稿では触れられないが、両地域の性教育制度の概要は以下のである。(Family Planning Association, *Factsheet 5D: Sex Education in School*, October 1995を参考)

まず、スコットランドは次のようである。性教育は一般的に健康教育, あるいはPSE (Personal social educationという教科)の一部として実施されている。この点イングランドも、ナショナル・カリキュラム以外の部分に関しては似た状況にある。性教育をすることが法で定められている訳ではないが、Scottish Office Education Department (SOED) が出した指針がスコットランドの学校で広く用いられている。例えば、5~14歳のグループに対する「環境教育」のナショナル・ガイドラインは健康で安全な生活に言及する中で、性教育にもつながる人間関係というテーマを扱っている。またこの年齢層を対象にした「人と社会の発展 (Personal Social Development)」のナショナル・ガイドラインは、セクシュアリティと人間関係についての視角をも含むものである。

また学校は、親との協力関係が大事であるという見地から、親と性教育の内容に関して話し合いをもっている。しかし、本文でも述べるが、イングランドでは教師、親、その他のメンバーによる学校理事会が、すべての児童生徒に性教育を受けさせる事と同時に、その教育の内容を決定することに関してまで全権と責任を負っている一方で、スコットランドでは、地域的、あるいは全国的な指針を各学校がそれぞれ自校に応用しながらカリキュラムを組んでいるといわれる。親が、子どもを特定の授業から退席させる権利を行使することはここでもできるが、しかしながら実際にそうすることはまれのようである。

SOED の一般的な助言に加えて、教師に対する個別の指導助言が地方教育行政当局、あるいは Health Education Board for Scotland (HEBS) や The Scottish Consultative Council on the Curriculum (SCCC) などの団体からも提供されている。また、教材が次々と開発されており、例えば、1994年には University of Strathclyde の Faculty of Education による Personal Relationship and Developing Sexuality に関する開発教材セットなどがある。

次に、北アイルランドでは以下のようなものである。

健康教育は、1989年の Education Reform Order の学科横断の6つの義務テーマの内の一つとなっている。性教育という形で特筆されてはいないが、実際には健康教育の主要な部分を占めるものだという認識は広くある。性教育の概要は政府の回状 (Department of Education for Northern Ireland, *Sex Education*, Circular 1987/45) で示されており、そこでは主任教員が学校理事会と相談の上、その裁量でどの様に教えるかを決めることになっている。またカリキュラム指針 (Northern Ireland Council for Educational Development, *Health education within the curriculum 5-19*, Northern Ireland Curriculum Council, 1989) も用意されている。

- 3) 1988年教育改革法は、ナショナル・カリキュラムの制定をその主要な教育改革の一つとしており、宗教教育以外のいわゆる世俗教育の部分に関して、教育内容の国家的統一基準を作った。
- 4) Ed. by N.Harris, *Children, Sex Education and the Law*, National Children's Bureau, 1996, p. 1
- 5) この組織 (FPA) は政府から財政的援助を受ける、非政府組織という形態を採っている。1976年の House of Lords (上院) で、この組織に公的資金を出すことの是非が議論された。それは FPA が主導する性教育の内容が左翼的で問題があるという、伝統主義者からの問題提起に端を発する。結果的に財政補助は継続されるが、この議論の過程には性教育の社会的位置づけをめぐる諸点を集約的に見ることができる。詳しい議論の状況に関しては、Philip Meredith, *Sex Education*, Routledge London and New York, 1989, Chapter 2: The Perception of School Sex Education in Parliament を参照。
- 6) Department of Education and Science, *The School Curriculum*, HMSO, 1981.

- 7) Office for Standards in Education. 1980年代以後の一連の教育改革の中で新たに設けられた学校査察制度。4年毎にすべての学校を査察する。
- 8) Her Majesty's Inspectorate, *Health Education from 5 to 16*, HMSO, 1986, (Curriculum Matters No. 6)
- 9) その他にも性教育の重要性を指摘する公的文書は多く見られる。以下いくつか挙げる。
 - ・「性教育は…、子どもたちに成人としての生活の準備の重要な部分である。」(Department for Education, Circular 5/94 Education Act 1993: Sex education in schools)
 - ・「健康教育は、各児童生徒のカリキュラムの主要な部分である」。健康教育の一部として、性教育は「良い自己イメージを発達させるためには肯定的で大事にされていると感じられる環境が必要であることを理解し、また個々人は自分の身体を司り責任をもっているものであるということ」を教えるべきである。「それは生殖の過程とセクシュアリティ、人間関係というものについての知識を与え、また、子どもたちに責任のある健康的な方法で人間関係を形成することができるような技術や態度を高揚させる。」(National Curriculum Council, *Health Education*, NCC, 1990, Curriculum Guidance 5)
 - ・「生活全般に亙る性関係の重要性を考えると性教育は子供たちの現在の生活と、将来成人し親になってからの生活に備えるために欠くべからざるものである」(HMI Document, *Health Education from 5 to 16*, Curriculum Matters No. 6, HMSO, 1986, Para 44)
- 10) 以下についても同様であるが、公的な資金補助を受けていない学校、例えばパブリックスクールなどにまで法の規定は及んでいない。
- 11) 1960年代から1970年代のイギリス社会を主として保守派は否定的な意味あいでの“permissiveness”という言葉で特徴づけ、この時期がその後の各種社会悪を生んだと捉える。このあたりの分析に関しては、例えばS. Hall et al. *Policing the Crisis*, The Macmillan Press Ltd. 1978を参照。
- 12) DES circular 11/87, Welsh Office circular 45/87 “Sex Education at School”
- 13) 同回状は section 23および24で次のように言う。すなわち、
 23. 政府は、AIDSの蔓延を止めるには人々がこの病気について知り、どうやったら感染するか、そしてしないかを理解することが鍵であると強調す

る。学校は、授業を通じて一般的な理解を促進することに貢献できる。国務大臣は、義務教育段階の後期にあつては、AIDS教育は授業の重要な要素であることを信じる。学校はまた年少の生徒たちからの質問に対しても対応する用意をするべきである。学校は、異性愛関係、同性愛関係問わず、気楽な、あるいは乱交的な性行動の健康上の危険、またドラッグの乱用の健康上の危険について生徒たちに警告する明確な責任がある。理事会が採用した性教育方針全般がどのようなものであれ、AIDSウィルス感染の危険のある性的、その他の行為とその危険を避ける、または少なくする方法について格段の注意を払うべきである。

24. 教育その他の教育関係者が自ら AIDS について十分かつ正確に知っておくために、教育科学省は、(ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの当該省庁とも協力して)全ての学校の関係者に対して冊子("AIDS: Some Questions and Answers" 1987)を発行した。国務大臣は、中等学校の後期段階の生徒対象のビデオ教材を作成し、近々学校に提供される予定であること、またその他の教材も準備中であると発表している。ウェールズ教育科学省のブックレット "Children at School and Problems Related to AIDS" (1986年発行)は、感染防止と感染児童に対応する場合の注意に関して学校が採るべき方法について助言している。

- 14) 概要はたとえば、広瀬裕子「イングランドの学校事情」神奈川県教育文化研究所「教文研だより」第79号、1996年3月などを参照
- 15) 事実、1994年の回状5/94は、1988年教育法のこの部分を引いて、性教育の重要性の指摘であるとしている。すなわち次のように言う。「政府は、1988年教育改革法第1条を全うするために、すべての児童生徒は学校教育の段階で包括的で十分に練られたプログラムによる性教育を受ける機会を与えられるべきことを確信する。」(Section 3)
- 16) イギリスの現行教育法は、それまでの教育法を修正したものの集積という形態をとる。性教育の義務化に関しても関係する諸法の関係する諸条文を修正する仕方規定されている。
- 17) Circular 5/94, Education Act 1993: Sex education in schools
- 18) 保健社会安全省、現在の Department of Health (DoH, 保健省)
- 19) Department of Health and Social Security, *Family planning services. Memorandum of Guidance*. Issued with Health Service Circular, HSC (IS) 32, WHSC (IS) 22, 1974

- 20) 前掲注参照
- 21) Department of Health and Social Security, Health Service Management, *Family planning services for young people*, Advance copy LASSL (81) 2. 後に, HN (81) 5, WHN (81) 5, 1980
- 22) FPA (Family Planning Association) も同様の見解を採っていた。
- 23) General practitioner. 担当医のこと。イギリスでは制度化されていて、誰もが必ずいずれかの GP に登録される。
- 24) *Gillick v West Norfolk and Wisbech AHA and the DHSS*, 1985, 2 Weekly Law Repots (England) 413
- 25) *Gillick v West Norfolk and Wisbech AHA and the DHSS*, 1984, Queen's Bench Reports (England) 581
- 26) *Gillick v West Norfolk and Wisbech AHA and the DHSS*, 1986, Appeal Cases (England) 112
- 27) *Health Services Management. Family planning services for young people*, HC (86) 1, HC (FP) (86) 1, LAC (86) 3, WHC (86) 17, WHC (FP) (86) 10, WOC (86) 15, Department of Health and Social Security, 1986
- 28) *Professional conduct and discipline*, General Medical Council, 1986
- 29) *Guidance for doctors on professional confidence*, General Medical Council, 1991
- 30) すなわち、次のように言う。「個人の情報に関する秘密を公開することを決定した医師は、その公開がどのような形でなされるかにかかわらず、その決定を説明し正当化する用意がなければならない」
- 31) その他、青少年の医療処置に関する同意、秘密を保持する権利に係わるものには、*A guide to consent for examination or treatment*, HC (90) 22, Department of Health, 1990, Children Act 1989, Data Protection Act 1984, Access to Health Records Act 1990 などがある。
- 32) c.f. ex. Ed. by W.R.Dynes, S. Donaldson, *Lesbianism, Studies in Homosexuality Vol. VII*, Garland Publishing, Inc, 1992, Introduction
- 33) S. Edwards, *Female sexuality and the law*, Martin Robertson, 1981
- 34) 1967年性犯罪法以前の1956年性犯罪法の下では同性愛関係は違法であった。肛門性交で有罪になった場合には終身刑、男性同性愛行為未遂と、男性間における猥褻行為の場合にはそれぞれ最高10年と2年の懲役となっていた。19

67年法によって、21歳以上の者の間においては、両者に合意がありしかも私的な状況の下である限りにおいて男性同性愛行為は合法となる。当人が21歳以上でも相手が16歳以上で合意がない場合には、最高10年の懲役、相手が16歳から21歳の間で合意がある場合に最高5年の懲役、両者が16歳から21歳までの場合、あるいは相手が21歳以上で当人が16歳から21歳の場合には最高2年の懲役であった。